土居光華編 近世女大學

柳田文庫
文庫11
A1463

男女同権史海

一號

文庫
A1463

近世女大學

土居光華編

淡山樓藏版

男女同權
夫婦一躰

教部大輔宍戸先生標題

明治七年第一月
潮塢題

不覊不
制自

Attention
all!

河鍋狂斎先生画

具東情明女大之書

亘自立
綿延二千五百
三十四年
玉海晴湖

おのれも学ゆく大切に
ときにしおもよ思ひとおもふハ
女はもとへ書はちかへ学ののの
この後なの殊にわすこれ女児
をし無からんとまちのひにも
をとされ女ありかとさこのさよ
婦しくおそれれハ益なし　文

女大学なりといふもの何れとこそ
このほんふのこゝろしるしてすゝめあれば
世上大和国の人情をまなびのためし
にのこそも本番れまきしの外と
ありしよ将のう淡路国人古居
といふる人のあつめしを世女芝華
大学といひつる名をえれば いひもへく

多くのてき総し女子乃ひとつへ
と申す経とも殊にえらみしさの
あす理一志申持要きく
一くし又にく
婚する門二照の名よ
おくりたまへまきれの
なよしられむ藤の浪

[library stamp]

近世女大學

第一章

土居光華 編

人ハ男女の差別なく皆不

羈不制自主自由なる権ある
至他人の抑制を受けさる者
なり然るに女子ハ天性柔順
男子の守護に非されハ其身

肆財貨を全ふし其心思の
楽しきを窮むる事能はず故
に女子其勞に報ひ其義を
謝する為め多少の権利を

剥殺して是を男子に借與させる事ならす是婦人常に男子に依頼する所以にして「亜細亜」諸州の悪弊成長する所以なり經典に曰女ハ男を重せしむるへからす男ハ女を敬させる事ならす是に反して「欧州」婦人の權勢を抱持し男子と

並立し男子に恭敬せしむべき誠に女子の面目なり若男子の使役を受け男子の奴隷たる事を免れざれば全く女子の恥と知るべし

第二章

女子は男子と同権也故に男子一國の長と成べき権

然れハ女子ハ正に男子一家の
主と成べき権ハなきハ女子と
亦あり男子身躰言思言詞
及ひ物件自由の権あれど

女子の身躰言思言詞及ひ
物件自由の権あり敢て男
子に異ならさる者なるべきに只
天然の位次男子に亞子たれバ

宜敷男子に對し礼儀を欠き信悦の徳を失ふ可らず

第三章

婚姻ハ男女各其父母を去り兩身成合して一躰と形し兩生を併せて一生を共にし延て子孫の長きを及ぼさんと相企

ゐる者なり故ふ男女宜敷其配
偶を擇ふべし殊ふ女子の幸
福ハ男子ふ関係する者なれバ
男子よりも其偶を擇む事

肝要也官爵之為金銭之
為淫欲之為ニ相結ふ婚姻
ハ所謂夫婦の情義と婚姻
の旨趣を失ひ天理人道ニ戻

是ハ假令其夫巨萬の富を擁し富貴榮華我儘にまかするとも是を女子の幸福とハ云ふ可からず女子ハ夫の品行より手藝

より相親しみ互に難きを見る人に縁從ふ可し

第四章

夫婦ハ吉凶禍福を共にし貧

富榮辱を同ふする事
夫の令聞ハ婦の令聞と成り
婦の醜名ハ即ち夫の醜名と
成ゆゑの故に婦ハ自己の
為のミならす其夫の為めに
少の敬慎を其身に加へさるへか
らす

第五章

夫ハ家の主君婦ハ家の宰
補たり此故ニ一家一族の人
皆婦の權勢を伺ふて讒誉
軽重する者あり故ニ婦息

畧ニ其子弟を取扱ふ座ら
す又僕婢ハ家族の一部とも
云へハ是を使役するに宜敷寛
裕にして礼あるべし且婦人

ハ僕婢の助けを受る事多
それバ恩恵を施し其心服
と其尊敬を得べし必らず
主人の威を振ひ非理を以て

是を虐使するに於ては

第六章

女子ハ挙措言葉遣ひ立居振
舞ひ等総て温和にし事

虔敬ハ極めし酸面爲相手してとて忌しところきハ女子始本色子非なるなり

第七章

夫婦ハ相互に其父母兄弟姉妹及び朋友を尊敬すべし婦若し其夫の朋友親族を疎遠にし相親まざる時ハ

夫必ず是を快とせざるべし是讒譏の門を開き雑学の語を通じ詩を作り情をまどはしむる基ならす

第八章

婦ハ其子入校の以前其子自から讀書算法及ひ裁縫等の業を授くべし然る時

ハ其子入学の後教師の力を
費やし多くの学課を学び
得へし故ニ女子ハ幼時諸芸
を学び其子は福祉を造る

置かさるべからす

第九章

婦ハ夫より先子ニ親近なるもの
なれハ其行状夫より正しか

らざるへからず若行状正しから
ざる時ハ其教悔する所の聖
賢を引証せる共ある子の為め
伊等の利益を生せんが為なり。

先づ身の行ひを磨きて子
教悔せハ其説く所の尋
常の談話ニ通するを以て一歩拾
と金塊を取て掌中ニ置く
ちぎの掴むるのうち

うぬく忽ち吾子に感移し
善規ハ隠ハ忘む無し

第十章

母ハ戯謔せず高言話さず幼子
の標準と為るべきを要とす大
抵幼子ハ視聴性を移し慣
習性と成るものなれハ其母偏全
貴子の為め好友を撰ぶ好

慢を卜し濫褻鄙野の行ひに浸漸せしむべからす

第十一章

婦人は其夫と力を戮せ勉て夫の家業を扶助すへし夫若し不才にして一家の経済を處する能はざる時は婦擔當して其任を負ざるへからす

或人の語に曰く人の家を破り
産を傾くる者大抵其婦たる家
の補佐に非らずして尸位なるに
因ると蓋し一家の産業成

大いに一族の光栄を増ものハ
多くハ其婦の器量に有り仮
令夫如何程の器量ありとも
其婦不才なる時ハ決て一家

福利を生ずる事多きもの
なり

第十二章

夫婦新に産業を立るもの

其婦尤經濟の法を忘るべからず經濟の法ハ吝嗇ならず奢侈ならず儉約にして過不及なきを善とす故に居家

財を算し其四分の一を蓄ふるの法とて仮令ハ一家乃収る所一ヶ月凡八百円なる時ハ二百円の蓄へ三百円なる時ハ五十円を蓄ふべし斯く常に非常の備へを為す時ハ只其身一生窮乏の憂ひを免るのみならず其子孫の幸

福は大なるハ無し

第十三章

婦は仮令夫と産業を匠く分し経済を異にし子孫の

営みを相計るハ以て天の夫婦明白の事を彼我の分を立て他人の如くなる無からず

第十四章

婦の願欲する所ハ必らず其心
産の貧富に準ずべし若し
夫貧窮にして婦奢侈を
好む時ハ必らず其家の奢

福を致す事能ハず故に人の
婦と成りて家事を調理
する者ハ家の身代の分限を考
慮して自ら足ると云ふ

事を知らざるべからず。蓋し
婦の人に嫁するは、其宮室
園庭の富に嫁するに非ず、
衣服飲食の美に嫁するに

非ず。又爵位の貴き官給の
多きに嫁するに非ずして、亭
夫に嫁するに在れば、仮令官給
多からず爵位貴からぬ家

産豊饒ならは共〻子孫貴矣
と親睦の共にし共〻安楽なり
時を致すへし古人曰はや
夫婦茅舎に在て欽情睦

至れり誠に此言意味有る
を覚ふ能く吟誦して自
から其意を領得すべし

第十五章

女子は徳ハ勤倹なるを善
とし然ども貧家に育
ちたる時ハ婦たる者稍修飾
先懸なるも婦道に於て

妨げなし身持懶惰室内
及び衣服の不潔なるハ婦
人女子の恥辱と云ふ可し

第十六章

婦ハ唯夫の為ニ衣服坐具
飲食等の諸物を常ニ備へ
置ざるべからず又朋友賓客
の饗應ニ供をも可為設

又亦粧の具べからず行手兩日
無益の費を省き諸般乃
事を為ニ而時刻限
且ニ增費を定め室内諸

具の位次を取り清潔美
麗ならしむべし又丈夫
忙劇の事件ある時は夙に
起き宵に寝ね夫の為
非常の勞動をも憚らず家
事を操作し勞動を勉
勵むべし斯く婦道を盡
し日夜惰らざる時は必ず

ば其家をして人間の極楽
堂とも成らしむべし

第十七章

婦ハ常に其衣服及容姿

を粧飾し夫の恩情を失ハ
ざる事に留意すべし然る
に諂媚雑俳夫の玩弄物
となりて又媚しむべからず事と

第十八章

婦其夫の意を失はじ永く
其寵を保たんと欲せバ必ら
ず嫉妬の心を懐くべからず常に

其心を寛厚にし唯夫の好
みある所ハ是を好みし夫の
嫌む所ハ又是を親み必ら
ず自己の好惡を以て夫と

異論異儀を立べからす

第十九章

婦たる者夫に過ちあらば柔
以へとも遠に之を責むべからす

又婦の才智其夫に勝るとも
自から矜色を帯む夫を
軽侮すべからず又夫の怒を
発ある時に怒に抗し夫

を罵詈まじへず徐に其夫を
諫め自から悔悟をなすに至ら
しむべし蓋し男子の性
多少の豪気あり女子の如

遜譲屈下せず故に婦たる
者漫に其夫を罵り相抗せ
る時ハ至極必ず夫の意を激
し至忍に殺戮にも至るべし

第廿章

婦たる者不幸にして其夫の産業を失ひ官爵職秩不時に陥なして以世窮蹙其傍に在て憂苦の状愁傷の態を為すべからず能く夫乃心思を慰め懇切に陪侍すべし暇ある時ハ夫を補翼

我力に因りて家を強し其
志を墜すべからず又は夫
酒色に淫り遊蕩浪費我家を
省みず家業を修めざる時は

婦甚心を竭し其愛を極
め夫をして我家の室に居ろ子
うれへしめ家の飲食の家口に使
はるるを思ひむしむべし婦

惑の女子に道を教へし夫
悋気を切ひを改めざる事を是
を婦の道ちと云ふべし可と以
へとと婦たる者猶其夫を見

捨るべからず若夫の約を改
むる者は以て己が心を為し夫
の心志を悟る者待て顔色を
柔け言語を慎み謙遜し

又は非を諫むべし

第廿一章

婦たる者は夫病あり床に臥す時は日夜其側

を離れず枕前に在て或は醫薬を供し或は疾痛を問ひ背を撫ち胸を按で看護慰安する所

ふるまふべし夫疾病の時は
婦は側に在て寝膳切に
竭せずして夫の為に心思の愉
快を引起し其平癒の

功を奏する事世上百般の
奇薬術倍するよりも相勝
るべし

第廿二章

婦女子ハ時として樗蒲を
習し無聊を慰る為
遊戯を為ることも好けれど
然りとて賭博の戯も亦為す

べからず賭博ハ人の詐心を生
ずる者なり又淫書を読むべ
からず淫書ハ人の心思を乱
しく行を放つ者なく悪敷

知の種なき蛙から来る柳の枝り
まの墨くおよし入れど草のもの當なる
ま蝌蚪母乳で出のそこ紙等
孫ておもひ今のこい多のへぬもの
なるを今時生れて悔こつらと
学をもしない心たるきわれと

新聞紙を讀むべし新聞
紙は人の耳目を新にし
人の開化を進むる者なり
近世女大學終

よそれし錦はゝら宝蝌蚪にも
於とに魚しされはかく筆
史大未代にあれは女子らの爲に
弄ぶ翰几戯藝よのこ始計り
里ては子のうちゟ只ゟ小來ゟしは也と
も郷との其の詮はあるべきにこれは

ほり友右折光華ぬしの其紙は多
くなのろさうまいして千世女大学
てふ一巻の書紙をめして世に
おほやけにせんと己が文室に
於て坊多ふをむとをこさ考見せて
力ある一女子の幼きをうめく

讀ミ得るむかしの聖女なる
乃事ハ父とも言語なき事物
学文業毋お恥かしと無世
渡る道も思ひ入のことばたのへ
須学ぶまじれねる女詩讀と
恥なりぬ悪これハよろこびの

あま理人く ます母志ゞせぬほかし
くて書のはし こ 記詩すハ惑後
書人 古田重名

西京　村上勘兵衛
田中屋治兵衛
敦賀屋九兵衛
大坂　河内屋勘助
秋田屋太右衛門
浪華屋市藏
駿州静岡　中村屋喜兵衛
加州金澤　近岡屋太兵衛
信州善光寺　小枡屋喜太郎
同松本　藤松屋桂十郎

48-13785

同　高見屋甚左衛門
同　菊屋源作
上州高崎　正文堂利兵衛
下総佐原　須原屋安次郎
常州水戸　管原屋安兵衛
陸前仙臺　近江屋三十郎
岩代福島　鳥屋十郎
越後長岡　上田屋治八
同　葛塚　三條屋七十郎
甲府八日町　藤屋傳右衛門

東京　書林

須原屋茂兵衛
山城屋佐兵衛
小林新兵衛
椀屋喜兵衛
須原屋伊八
和泉屋金右衛門
山城屋政吉
藤岡屋慶次郎
和泉屋吉兵衛
和泉屋市兵衛　板

22223